

高齢者が安心して暮らせるまちへ 介護保険制度のお知らせ



問い合わせ 介護保険課 ☎229-3149 FAX229-3334

●●●平成29年度の介護保険料●●●

「特別徴収」仮徴収額を調整します

4月・6月・8月の保険料額は仮徴収額として既に通知していますが、各月の保険料額が年間を通してできるだけ均等な額となるように、8月の年金から差し引く保険料を調整し、納付額の平準化を図ります。

「平成29年度納入通知書(介護保険料額決定通知書)」の本年度8月の保険料額が、既に通知している額と異なるのは、平準化によるものです。今年度決定した保険料の年額が変わるものではありませんので、ご理解をお願いします。
※確定申告を申告期限日以降に行った場合など、8月以降の納付額が均等にならないことがあります。ご了承ください。

平成29年度介護保険料の納入通知書を送送

平成29年度の介護保険料が決定しましたので、7月中旬に納入通知書によりお知らせします。なお、65歳以上の人の介護保険料(年額)は、本年度の市民税課税状況や合計所得金額などにより、13段階となっています。詳しくは納入通知書、または津市ホームページなどでご確認ください。

介護保険料は、介護保険を運営するための大切な財源です。安心してサービスを利用できるようにご理解をお願いします。



「特別徴収」仮徴収額の調整例

例えば… 平成28年度 所得段階 第6段階 保険料年額 88,800円 → 平成29年度 所得段階 第7段階 保険料年額 96,200円 **に該当する人の場合**

単位：円

年度	仮徴収			本徴収			第6段階年額
	4月	6月	8月	10月	12月	2月	
平成28年度	14,200	14,200	15,100	15,100	15,100	15,100	88,800

単位：円

年度	仮徴収			本徴収			第7段階年額
	4月	6月	8月	10月	12月	2月	
平成29年度	15,100	15,100	16,500	16,500	16,500	16,500	96,200

8月以降の
保険料の計算は…

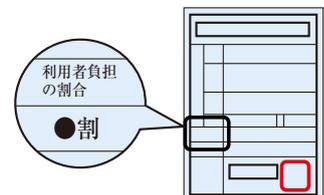
{年額96,200円 - (4月分15,100円 + 6月分15,100円)} ÷ 4 = 16,500円
※100円未満の端数がある場合、10月にまとめます。

●●●介護保険負担割合証を送送●●●

要介護認定を受けている全ての人に送付している介護保険負担割合証(水色)の有効期限が近づいてきたため、新しい介護保険負担割合証を7月中旬に送付します。介護保険サービスを利用した場合、65歳以上の人で一定以上の所得がある人は2割負担になります。介護保険負担割合証には、サービスを利用する時の利用者負担割合(1割ま

たは2割)が記載されていますので、介護保険被保険者証(ピンク色)と一緒に、ケアマネジャーおよびサービス事業所へ提示してください。

有効期間 8月1日(火)
～来年7月31日(火)



介護保険負担割合証